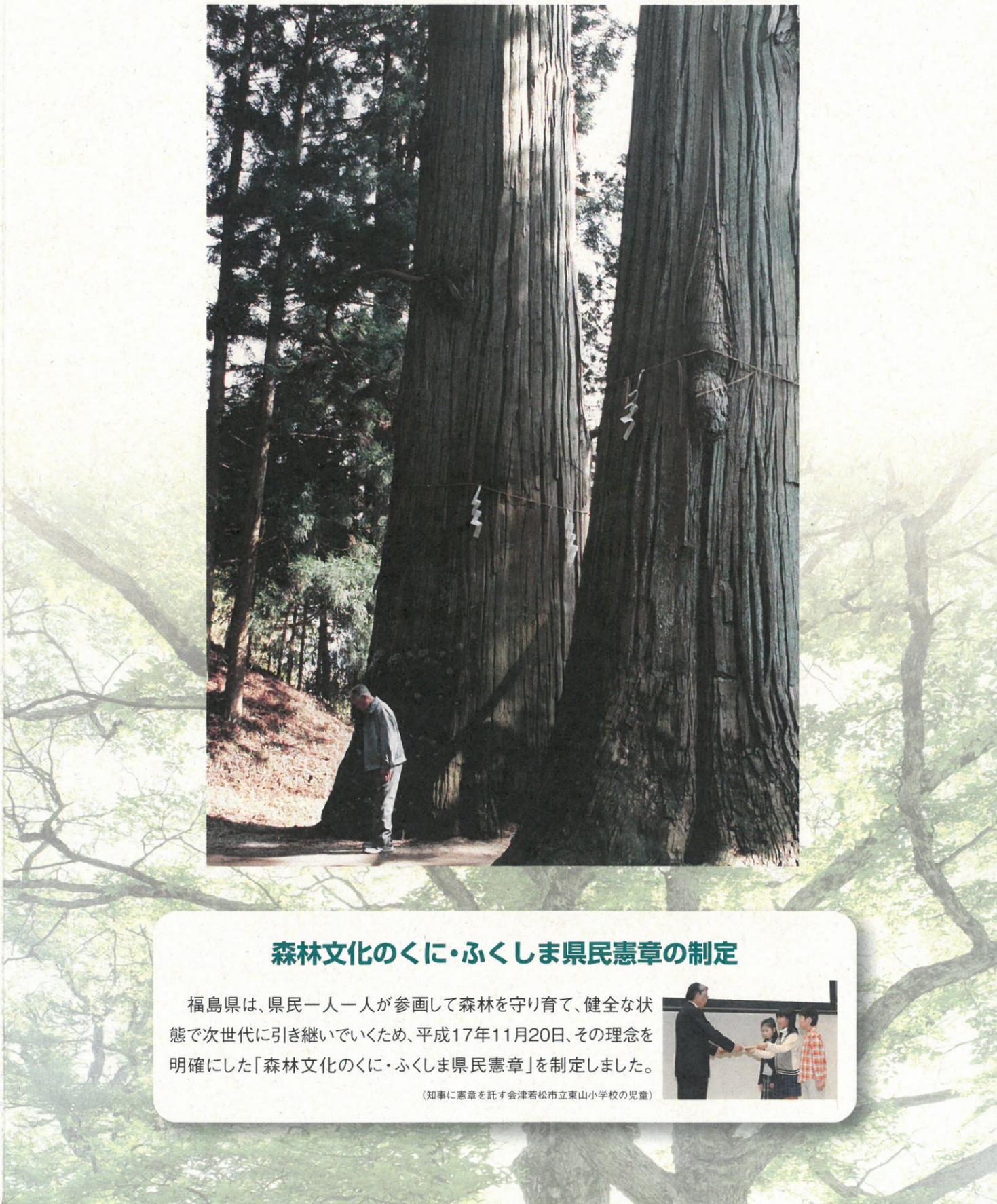


森林文化のくに・ふくしま県民憲章



森林環境税が平成18年4月1日から新たに導入されます。

本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全などに使われる「森林環境税」を平成18年4月1日から導入します。

県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■税の仕組み

森林環境税は、県民税均等割に加算して納めていただきます。

■納税義務者

- 個人：県内に住所、家屋敷等を有する方
- 法人：県内に事務所等を有する法人等
(県民税均等割の納税義務者と同じです。)

■税 率

【個人の場合】……年額1,000円 (ただし、前年の合計所得が125万円以下で、平成17年1月1日現在において65歳以上であった方については、平成18年度は300円、平成19年度は600円、平成20年度以後は1,000円となります。)

【法人の場合】……年額 法人県民税均等割額の10%相当額

区 分	県民税均等割額	森林環境税
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円	80,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	54,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	13,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	5,000円
上記以外の法人等	20,000円	2,000円

■税の使いみち

森林環境税は、森林づくりへの県民参画の推進、森林環境の保全、市町村が住民の視点できめ細やかな森林づくりに取り組むための財源となる交付金などに使います。

【お問い合わせ先】

県民憲章や税の使いみちについて

福島県農林水産部森林計画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
 電話 024-521-7423
 ホームページ http://www.pref.fukushima.jp/forest_c/
 E-mail shinrinkeikaku@pref.fukushima.jp

税の仕組みについて

福島県総務部税務企画グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2-16
 電話 024-521-7067
 ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/zeimu/>
 E-mail zeimu@pref.fukushima.jp

表紙写真 福島緑の写真コンクール入選作品 翁杉・嫗杉(小野町) 金澤貞夫氏撮影



森林文化のくに・ふくしま県民憲章の制定

福島県は、県民一人一人が参画して森林を守り育て、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、平成17年11月20日、その理念を明確にした「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定しました。

(知事に憲章を託す会津若松市立東山小学校の児童)



森林文化のくに・ふくしま県民憲章

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にする優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切です。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4 森林を守り育て、未来につなぎます。

(具体的な取組み)

1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。

- 森の中で生き物たちが、おたがい助け合って生きていることを学び、その命を大切にします。
- 山での火の後始末はきちんとします。
- 森林にあるゴミを拾い、ゴミを森林には捨てません。
- 森林への優しさを忘れず、森林とあらゆる生命を大切にします。
- 豊かな森林を守るため無駄な開発をしません。

2 森林にふれあい、心豊かに生きます。

- 森林にふれあって森林のすばらしさを学びます。
- 森林の実や木の葉を鑑賞し、その季節の喜びを感じます。
- 花や鳥など、自然の仲間とともに森林とふれあい友達になります。
- はる、なつ、あき、ふゆの山の自然を見て楽しみます。
- 森林の中のきれいな空気を思う存分吸って心を癒し、森林との共生を実感します。

3 森林の恵みに感謝し、活かします。

- 森林からいただいた、木や紙は、森林に感謝し、大切に使います。
- 木造の古い建物を大事にします。
- 澄んだ空気や水を作り出す森林に感謝し、木々の成長を手助けします。
- 森林からの贈り物に感謝し、規則を守って森林と共生します。

4 森林を守り育て、未来につなぎます。

- 森林を守り、緑のきれいなふくしまをつくれます。
- 私達にとってかけがえのないこの豊かな森林を未来へ届けていきます。
- 森林を守るため、植林活動などの森づくりに積極的に参加します。
- 豊かな森林に育まれた森林文化をしっかりと次の世代に引き継ぎます。

この憲章は、「森林文化のくに・ふくしま県民憲章懇談会」(座長:塚本 繁 福島県社会教育委員の会議長)の意見を聴くとともに、標語を公募するなど、多くの皆様に参画していただきながら制定しました。標語は713名から2,349点の応募をいただき、「具体的な取組み」の内17点に採用いたしました。